

中学校の免許外教科担任解消に努めることを求める請願

2024年6月7日

岐阜県議会

議長 水野 正敏 様

郵便番号 500-8879

住所 岐阜市徹明通7-13

電話番号 058-215-7301

岐阜県教職員組合

代表 長谷川 督翁

紹介議員

中川 裕子

【請願趣旨】

中学校の教員免許には「中学校国語」のように、授業ができる教科が明記されています。しかし、担当する教科の免許をもっていないのに授業をおこなう教員もいます。それが「免許外教科担任」（以下「免外」）で、2023年度は岐阜県内で年度当初から309人いました。さらに年度途中に病気などで教員が休暇を取ったのに代替者が配置されない場合もあり、「免外」による授業が更に増えることとなります。

「免外」の授業は「教育職員免許法」附則第2項で県教育委員会の許可により認められています。それは「とりうる手段を尽くしてもある教科の免許状を保有する教員が採用できない場合の例外」とされています。

中学校の教員の数（教員定数）は、各学校の学級数等によって決められていますが、全ての授業を担当教科の免許を持つ教員が担えるような教員配置がなされるとは限りません。特に小規模校では全ての教科について担当免許を持つ教員が配置されることは困難です。そのため複数校を兼務できる教員や免許外教科担任解消非常勤講師が配置されることになっています。「免外」が生じるのは、兼務や非常勤講師が配置されないからです。

「免外」の授業を受ける生徒は、教育を受ける権利が十分に保障されているとはいえません。授業を受け持つ教員も自信をもって生徒の前に立つことができず、当該教員の負担も大きくなります。

こうした理由から、下記のことを要望します。

記

中学校の免許外教科担任の解消に努めること。

- 1 免許外教科担任解消非常勤講師の配置の拡充に努めること。
- 2 免許外教科担任解消非常勤講師の配置のための予算を拡充すること。